

# 訪問看護・介護予防訪問看護

## 契約書別紙（兼重要事項説明書）① 介護保険

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 高田西城会
主たる事務所の所在地	〒943-0834 上越市西城町2丁目8番30号
代表者（職名・氏名）	理事長 川室 優
設立年月日	昭和27年8月20日
電話番号	025-523-2139

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション キャッスル高田	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒943-0834 上越市西城町2丁目8番30号	
電話番号	025-523-2158	
指定年月日・事業所番号	平成28年2月1日指定	1560390120
管理者の氏名	五十嵐 正則	
通常の事業の実施地域	旧上越市、上越市（牧区、三和区、清里区、板倉区）	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）及び第2第4土曜日を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで、土曜日は午前9時から12時まで

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 8人	理学療法士	
准看護師		作業療法士	
保健師		精神保健福祉士	
事務職員	常勤 1人		

## 7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	(資格: )
管理責任者の氏名	管理者 五十嵐 正則

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2割（平成27年8月から））平成30年8月から2割負担者のうち特に所得が高い方は3割負担となりました。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 訪問看護の利用料

#### 【基本部分】

#### ＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担額1割の場合 （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
20分未満	3,140円	314円
20分以上30分未満	4,710円	471円
30分以上1時間未満	8,230円	823円
1時間以上1時間30分未満	11,280円	1,128円

＜准看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
20分未満	2,820円	282円
20分以上30分未満	4,230円	423円
30分以上1時間未満	7,390円	739円
1時間以上1時間30分未満	10,130円	1,013円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担額1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
1回につき	2,940円	294円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 （自己負担額1割の場合）
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,540円	254円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,020円	402円
複数名訪問加算Ⅱ	同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して利用者・家族の同意を得て30分未満の訪問看護を行った場合（1回）	2,010円	201円

複数名訪問加算Ⅱ	同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して利用者・家族の同意を得て30分以上の訪問看護を行った場合（1回）	3,170円	317円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,000円	300円
特別地域訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%	
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が100回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%	
初回加算（Ⅰ）	新規の利用者が退院した日にサービス提供した場合（1月につき）	3,500円	350円
初回加算（Ⅱ）	新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	3,000円	300円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り	6,000円	600円
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）	5,740円	574円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,000円	500円
特別管理加算Ⅱ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	2,500円	250円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	25,000円	2,500円
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）	2,500円	250円
看護体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）	6,000円	600円
看護体制強化加算Ⅱ	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）	3,000円	300円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	60円	6円
介護職員等処遇改善加算	看護師やスタッフの待遇を改善し、より質の高いケアを長く提供するため	月間総単位数の1.8%	

**【減算】**

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の85%

**(2) 介護予防訪問看護の利用料**

**【基本部分】**

**<保健師、看護師が行う訪問看護>**

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担額 1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
20分未満	3,030円	303円
20分以上30分未満	4,510円	451円
30分以上1時間未満	7,940円	794円
1時間以上1時間30分未満	10,900円	1,090円

**<准看護師が行う訪問看護>**

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担額 1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
20分未満	2,720円	272円
20分以上30分未満	4,050円	405円
30分以上1時間未満	7,130円	713円
1時間以上1時間30分未満	9,780円	978円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担額 1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
1回につき	2,840円	284円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 （自己負担額 1割の場合）
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,540円	254円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,020円	402円
複数名訪問加算Ⅱ	同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して利用者・家族の同意を得て30分未満の訪問看護を行った場合（1回）	2,010円	201円
	同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して利用者・家族の同意を得て30分以上の訪問看護を行った場合（1回）	3,170円	317円
特別地域介護予防 訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%	
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が5回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%	
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%	

初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	3,000円	300円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り)	6,000円	600円
緊急時介護予防 訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合(1月につき)	5,740円	574円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,000円	500円
特別管理加算Ⅱ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	2,500円	250円
看護体制強化加算	当該加算の体制を満たす場合(1月につき)	3,000円	300円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	60円	6円
介護職員等 処遇改善加算	看護師やスタッフの待遇を改善し、より質の高いケアを長く提供するため	月間総単位数の1.8%	

### 【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に 居住する利用者等へ のサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の 建物に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物 の利用者	上記基本部分の90%
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の 建物に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が50人以上居住する建物 の利用者	上記基本部分の85%

### (3) キャンセル料

キャンセル料は頂きませんが、サービス利用日の変更や利用キャンセルの場合は、お手数ですが事前にご連絡ください。

電話番号：025-523-2158 (直通)

#### (4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、サービスをご利用された際に、現金でのお支払い。その場で領収書の発行となります。

1ヶ月ごとにまとめて請求の場合は、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月28日(祝休日の場合は翌日)に指定の口座より引き落とさせていただきます。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 第四北越銀行 高田中央支店 普通口座 449731 (医)訪問看護ステーション キャッスル高田 五十嵐正則
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

#### 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	高田西城病院
	氏名	
	所在地	新潟県上越市西城町2丁目8-30
	電話番号	025 - 523 - 2139
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	( )
	電話番号	- -

#### 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 025-523-2158 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	上越市高齢者支援課	電話番号 025-526-5111
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

## 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 新潟県上越市西城町2丁目8番30号  
 事業者（法人）名 医療法人 高田西城会  
 代表者職・氏名 理事長 川室 優 印  
 説明者職・氏名 管理者 五十嵐 正則 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
 また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所  
 氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）  
 住所  
 本人との続柄  
 氏名 印

立会人 住所  
 氏名 印